

埼玉労働局発表
令和8年2月20日(金)

報道関係者 各位

【照会先】
埼玉労働局労働基準部健康安全課
課長 川又 裕子
主任地方労働衛生専門官 嶋田 敏晴
(電話番号) 048-600-6206

治療と就業の両立支援セミナーを開催します ～治療と就業の両立支援指針について説明します～

令和7年6月11日に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律等（労働施策総合推進法）の一部を改正する法律が公布（令和7年法律第63号）され、職場における治療と就業の両立を促進するために必要な措置が事業主の努力義務となりました。この法律に基づき「治療と就業の両立支援指針」が令和8年2月10日に告示（厚生労働省告示第28号）されました。

埼玉労働局（局長 片淵仁文）は、この内容について説明し、広く周知することで企業の取組を促進するため、埼玉県社会保険労務士会とともに下記のとおりセミナーを開催します。

治療と就業の両立支援の取組を積極的に行っている企業の事例も紹介します。

- 1 日時
令和8年3月25日（水）14時から16時（会場の受付は13時30分から）
- 2 場所（対面・オンライン（Zoom ウェビナー）のハイブリッド形式）
埼玉労働局 14階雇用保険説明会場（定員80名）
オンライン（Zoom ウェビナー）
- 3 内容
治療と就業の両立支援指針について 等
- 4 講師 埼玉県社会保険労務士会 特定社会保険労務士 近藤明美
- 5 費用 無料
- 6 申込方法
令和8年3月23日（月）までに、下記二次元コードからお申込みください。

【会場参加の申込】



【オンライン参加の申込】



- 7 取材の申込方法と留意事項
当日取材を実施していただける場合は令和8年3月24日（火）までに、埼玉労働局健康安全課の担当者あてに別紙により申込をお願いします。

別添 治療と就業の両立支援セミナーリーフレット
別紙 取材申込票

治療と就業の両立支援セミナー

「治療と就業の両立支援指針について」

令和7年6月に労働施策総合推進法が改正され、職場における治療と就業の両立を促進するために必要な措置が事業主の努力義務となりました。この法律に基づき『治療と就業の両立支援指針』が令和8年2月10日に告示されたため、この内容について説明、広く周知を行うことを目的とし実施します。また、治療と就業の両立支援の取組が進んでいる企業の事例紹介も行います。

テーマ:①改正法について説明

:②治療と就業の両立支援指針について説明

:③埼玉県の両立支援取組などの紹介

:④企業による好事例紹介

:⑤講 師 :①埼玉労働局労働基準部健康安全課

:②埼玉県社会保険労務士会 特定社会保険労務士 近藤明美

(治療と仕事の両立支援小委員会委員長／両立支援指針作成検討会構成員)

:③埼玉県 保健医療部 疾病対策課

産業労働部 雇用・人材戦略課

産業労働部 就業支援課

:④エアロトヨタ株式会社人事部 HR ウエルネスグループ

日時:令和8年3月25日(水)14:00～(会場の受付は 13:30 から 16:00 終了予定)

場所:(対面・オンライン(Zoom)のハイブリッド形式)

埼玉労働局 14階雇用保険説明会場(定員 80名)

さいたま市中央区新都心11-2(ランドアクシスタワー14階)

又はオンライン(Zoom)

申込方法:3月23日(月)までに二次元コードからお申し込みください。

会場申込



オンライン申込



主催:埼玉労働局

共催:埼玉県社会保険労務士会

埼玉労働局労働基準部健康安全課 松永 行

mail: matsunaga-kouji.0q6@mhlw.go.jp

(電話 048-600-6206)

令和 年 月 日

取材申込票

下記必要事項をご記入の上 **3月24日(火)までに**メールでお申込ください
ますようお願い申し上げます

取材申込社 (担当者・連絡先)	会社名： 担当者： TEL： mail： 参加人数： 人
放送・掲載 予定日 放送番組・掲載誌	令和 年 月 日
その他	